

# 評議員報酬規程



## 評議員報酬規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 定款第8条に基づき、評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社会福祉法人ハマノ愛生会の評議員に対して適用する。

### 第2章 報酬等

(報酬の額)

第3条 評議員への報酬額は、各年度の総額が70万円を越えない範囲で、以下のとおりとする。

	報酬の額
評議員	12,000円/回

(費用弁償)

第4条 第2条に示す評議員が業務により出張等をした場合は、それに要した費用を弁償するものとし、細部は旅費規程による。

(業務内容)

第5条 報酬等の支払いに関する主な業務

1 定款で定めた評議員会での決議に関する事項を審議し、議決を行う。

### 第3章 雑則

(規程の改廃)

第6条 この規程を改定または廃止するときは、評議員会の議決を経るものとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月13日より施行する。